

令和6年度佐賀県コスメスタートアップ支援業務委託仕様書

第1 目的

本県は、地方創生の取組みとして、コスメティック（以下「コスメ」という。）構想を掲げ、美と健康に関するコスメ産業を集積させるとともに、コスメに関する自然由来原料の供給地となることを目指している。これまでの活動によって、コスメに関連する研究機関や製造・検査・物流など様々な分野のサプライチェーンが県内へ進出し、一定の成果を挙げているものの、県内コスメ産業の更なる成長、発展に向けては、県内外からの新しいチャレンジをサポートし、イノベーションを創出する必要がある。本事業は、創造的な事業プランを有する、あるいはすでに事業を展開しているスタートアップを支援することにより、世界で活躍する起業家や新たなビジネスモデルを佐賀から生み出すため、佐賀県コスメスタートアップ支援業務委託「Sagan beauty & healthcare global accelerator」を実施する。

これによって、「日本一コスメビジネスがしやすい佐賀県」の認知度を高めるとともに、県内における起業・事業拡大、コスメ関連事業への新規参入、県内事業者と県外事業者との新規取引、県内への県外事業者の立地につなげることで、県内のコスメ産業の振興を図る。

1 定義

（スタートアップとは）

- ・ビューティー&ヘルスケア分野の事業を始める起業家
- ・ビューティー&ヘルスケア分野の事業に新規参入する事業者
- ・ビューティー&ヘルスケア分野の事業拡大にチャレンジする事業者

第2 業務内容

次に掲げる業務に取り組むこととし、事業目的の達成のため具体的な提案をすること。

1 アクセラレーションプログラム（伴走型）の実施

佐賀県内でビューティー&ヘルスケア分野における新たなプロジェクトを創出し、事業化を加速させることを目的として、付加価値や労働生産性の向上のためのテクノロジー、サービス、技術、商品或いは具体的なビジネスプランを持つスタートアップを対象に、佐賀県のアセット（強み）を活用したアクセラレーションプログラムを実施する。アクセラレーションプログラムの企画・提案にあたっては、受託者の知見やリソース、チャンネル等を活用し、具体的な内容（時期、概要及び対象者等）を記載し、実効性のある企画にすること。また、プログラムの実施体制図とそれぞれの役割を明示すること。

(1) プログラムの企画・運営

ア 応募候補者の発掘

ビューティー&ヘルスケア分野で何か新しいことにチャレンジしたいという想いを持つ者を掘り起こし、プログラムへの参加を促す。募集期間を1か月以上取

り、応募候補者の発掘に努めること。掘り起こしの方法は、受託者の知見やリソース、チャンネル等を活用し、実効性のあるものとし、次の内容を盛り込むこと。

- ・応募候補者や関係紹介先へのプログラム紹介用として募集開始前までにプログラムの概要を記載したチラシ、リーフレット等を作成、印刷すること。
- ・県内外問わず、応募候補者への説明、関係の企業・団体等への依頼・要請を実施すること。特に、県内の掘り起こしについては、県内各市町、県内の商工団体、JCC、佐賀大学、佐賀県産業イノベーションセンターやその他のスタートアップ支援機関などと十分に連携して掘り起こしに努めること。（応募候補者や支援機関等への紹介件数：50件以上）
- ・起業志望家をはじめとする応募候補者向けのセミナーやイベント等を1回以上開催すること。セミナーやイベント等を行う際、その講師の選定については、コスメビジネスに関心のある参加者を増やすことを目的に人材の活用等を検討すること。最終的には県と協議のうえ、決定すること。
- ・応募を促す誘引策を提案すること。

イ 募集・広報・審査（選考）

- ・多くの応募を集めるため、複数の媒体にて最適な広報を行うこと。
- ・有識者等で構成する審査会で、参加者を選考すること。
- ・審査員及び審査方法については、県と協議を行い、決定すること。
- ・応募者条件

既に佐賀県内に拠点を置いている事業者、または令和7年3月14日までに佐賀県内での起業を予定している個人または拠点を置く予定の法人

ウ アクセラレーションプログラム

プログラムは、キックオフから成果発表会まで5か月以上の期間を設けることとし、次の内容を盛り込むこと。

- ・プログラムの開始にあたり、キックオフイベントを開催すること。キックオフイベントには、コスメ業界において第一線で活躍される人材の基調講演などをアレンジし、参加者のモチベーション向上を図ること。
- ・県内アセットの視察ツアーを実施すること。また、プログラム期間中は、参加者の希望に応じて県内企業や県内施設などの視察をアレンジすること。
- ・以下のとおり参加者の状況や参加目的に合わせて適切且つ定期的な支援を個別に行うこと。開催場所や形態（常設または定期的な開催など）については、スタートアップの利便性、支援の効率性等を考慮し適切な実施方法、スケジュールを提案の上、実施すること。

(ア) ビジネスモデルのブラッシュアップや各社の事業を自走できる状態まで成長させることを目的とする個別メンタリング（テーマに応じて合同で実施する方が効果的な場合は、これを妨げるものではない）。メンタリングは、月2回程度（プログラム期間中に10回程度）を目安とし（参加者の都合等により回数が増減する場合、これを妨げるものでは

ない)、内容は以下とする。なお、メンターは、起業経験者、コスメ実務経験者など豊富な実行支援の実績を有するものを想定しており、メンターの支援実績を企画提案書へ明記のこと。

a 新規事業計画立案支援（マーケティング戦略立案支援等）

b 製品/サービスのプロトタイプ製作支援

c 人事、経理、法務、資金調達、EC サイト構築、デザインなど起業や新規事業立上げにあたっての支援

d プレゼンテーション力向上に資する支援

e 県内ビジネスパートナーとのマッチング支援

f 2に記載のコーディネーターによる支援

g その他プログラム参加者に必要な支援

(イ) ブランドマネージャー（マーケター）、バイヤー、デザイナー、ベンチャーキャピタルなど、第一線で活躍される外部講師による講義（計 4 回以上）

・プログラム参加者や関係者との面談には、県の担当者に日程と内容を伝達し、可能な範囲で同席させること。本業務の実施にあたっては、原則来県し、県内での支援体制を構築するとともにハンズオン支援を行うこと。

・イベント（成果発表会含む）では、コスメ産業をはじめとする関係者のネットワーク構築を図るため、過去のプログラム参加企業やスタートアップに協力的な県内企業などに広く参加を募り交流の場を設けること。

エ 成果発表会（事業プラン発表会）

プログラム参加者のブラッシュアップされた事業プランを発表する機会を 1 回設定すること。企画内容は、受託者の知見やリソース、チャネルを活用し、実効性のあるものにする。

なお、提案及び実施にあたっては以下の点に留意すること。

・佐賀県内で開催することとし、資金の出し手や協業候補先など多くの出席者を集めるため、複数の媒体にて最適な広報を行うこと。

・成果発表会には、プログラムを通じて創出したプロトタイプを含む製品/サービスを展示する場を設けること。

・プログラム参加者にビジネスマッチングや販路開拓、資金調達等に汎用的に活用できるプレゼン資料を作成させること。プレゼン資料の項目等は県の担当者と協議の上、設定すること。また、プレゼン資料は資金の出し手や協業候補先などの出席者にとってより魅力的な内容になるようスタートアップを支援すること。

・県の他事業の成果報告会と合同で開催する場合は、運営事業者と連携の上、対応すること。

オ ポップアップ出展

本プログラム（過年度含む）を通じて開発された製品のブランディング、認知拡大等を目的にポップアップストアへの出展をアレンジすること。ポップアップストアの候補場所や時期については、具体的に提案すること。

カ 過去のプログラム採択企業のフォローアップ

過去に採択された企業に対し、以下のようなフォローを積極的に実施し、成果の創出に取り組むこと。

- ・ 1 (1)オに記載のポップアップ出展に関する支援
- ・ アクセラプログラムにて実施する外部講師による講義への参加呼びかけ
- ・ 各種セミナー・イベントへの参加呼びかけ
- ・ 県内アセットやスタートアップ向け関連イベント、その他採択企業の求めるビューティ&ヘルスケアに関する各種情報などの提供
- ・ その他、事業プランの実現に向けた情報提供

2 コーディネーターの配置

県内企業や地産素材といったアセットの整理とスタートアップに対してこれらの紹介や、県内での事業開発支援、実証実験、拠点設置等の支援を行うコーディネーターを配置すること。

(1) コーディネーター体制

- ・ コーディネーターを1名配置すること。なお、オンラインまたは対面での面談等に定期的かつ細やかな対応ができること。

(2) コーディネーターの要件

- ・ ビューティ&ヘルスケア分野に精通しており、各手続き代行資格者（士業等）とのマッチング支援を行うことができる者。

(3) コーディネーターの役割

- ・ 県内コスメ関連産業や地産素材のアセット開拓・整理
- ・ プログラム参加者発掘
- ・ セミナーやイベントの宣伝
- ・ 県内視察ツアー先との調整及び視察ツアーへの同行
- ・ 事業プラン実現に向けた地産素材の活用や県内事業者との協業の提案
- ・ テストマーケティング候補先とのマッチング支援
- ・ 県内事業所開設支援
- ・ 過去のプログラム採択企業のフォローアップ
- ・ 参加者同士が円滑なコミュニケーションが図れるよう、SNS などのコミュニケーションツールの活用促進など

3 本業務の企画立案及び実施に係る留意事項

(1) スタートアップ支援に係るセミナー・イベント等の実施について

- ・ 参加者のとりまとめ、セミナー・イベント等の講師との調整や運営スタッフの確保、運営に必要な備品・消耗品等の調達、会場の設営及び撤去、当日の開催記録等については、全て受託者の責任において行うこと。
- ・ セミナーやイベント等に対する事前・事後の問合せ対応など運営事務も担うこと。

(2) 広報について

- ・ アクセラレーションプログラム実施期間中、県内外のコスメ関連業界関係者及び応募候補者などに本プログラムについて広く認知してもらうため、年間を通じた広報戦略を立案し、提案すること。（具体的な広報媒体等の設定を含む）なお、プログラム、成果発表会などのイベントへの参加誘引に最適な媒体に計2回以上広告を掲載すること。
- ・ セミナーやイベント等の実施に当たっては、より多くの参加者を集めるため、周知に必要な期間（1か月程度）を確保するとともに、ポスターやチラシの制作や各種広報媒体を活用し、事業所等への個別訪問なども行うこと。
- ・ インターネット上に、当事業専用のランディングページを設けるとともに、SNS等を活用し、事業の実施状況のきめ細かな周知・広報に努めること。

第3 本業務における目標

本業務の実施により達成を目指す目標を次のとおり定める。

【成果指標】

項目	成果指標
新規プロジェクトの創出・成長促進（※1）	10件
新たなビジネスモデルを持つビューティー&ヘルスケア領域の起業（※2）件数	3件

佐賀県内の地域素材の活用、メディアへの掲載など地域経済に効果のある取組を行い、設定した目標の達成を目指すこと。

（※1）次のいずれかの要件を満たし、本業務によって創出・成長を遂げたものと受注者と発注者が認識を同じくするもの。なお、採択した1プロジェクトにつき1件を上限とし、同一プロジェクトにおける重複してのカウントは不可とする。

- ・ 社外からの資金調達を実現したもの。
- ・ 複数の事業者間で守秘義務・共同研究等の契約関係を結んでいるもの。
- ・ 佐賀県の地産素材の活用に向けた具体的な動きのあるもの。
- ・ 商品、サービスなどプロトタイプの製作が実現したもの。
- ・ テストマーケティングが実現したもの。

- ・ 国際取引に向けた具体的な動きのあるもの。

(※2)「起業」の定義

事業化件数。過去のプログラム参加者を含め、県内での起業を支援することで本県への立地や拠点移転を促し、登記件数増につなげること。

【個別成果指標】

プログラム参加者掘り起しのためのイベント・セミナーへの合計参加者数	40名以上 (オンライン含む)
成果発表会への参加者人数	100名以上 (オンライン含む)

第4 独自の提案

本仕様書に記載がないものでも、本事業の有効性を高めるために独自の提案がある場合、委託金額の範囲内で積極的に提案すること。

第5 委託期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

第6 委託上限額 57,805千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

第7 守秘義務

受託者は、本業務の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また自己の利益のために利用することはできない。

第8 事業の報告（成果物）

受託者は、本業務完了後速やかに委託業務完了報告書を冊子及びデータで提供すること。

第9 その他留意事項

- 1 本仕様書に定めていない事項は、県と協議すること。
- 2 本業務委託に関する事務は、受託者が行うこと。
- 3 受託者は、適宜、本業務委託の実施状況を県に報告すること。なお、打合せの内容は日時、打合せ参加者、打合せ結果概要などを時系列で分かるように継続して記録し、都度県に報告すること。
- 4 本委託業務を実施するに当たり、第三者（県及び受託者以外の者）が所有する資料等を用いる場合は著作権処理等を行うこと。
- 5 受託者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、佐賀県に帰属するものとし、県は、これらの制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自

由に加工及び二次利用できるものとする。また、制作者は佐賀県に対して著作人格者権を行使しないものとする。

- 6 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。
- 7 制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを県に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。
- 8 受託者が、本委託業務の委託料により購入した備品等は県に帰属するものとする。
- 9 受託者は、本委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）を順守しなければならない。
- 10 本仕様書は委託業務の内容を示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、本仕様書に記載のない事項であっても、県と受託者が協議して定めた事項を順守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、実施責任者を明確にするとともに、県との連絡を密にし、適切に業務を実施すること。
- 11 支援対象事業者等との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。
- 12 他事業者からの協賛を受けて事業を実施することも可能とするが、その場合、協賛企業に対して参加者の個人情報を提供しないこと。
- 13 受託者との業務契約の終了に伴い、県が他者に業務の引継ぎを行う必要があると判断した場合には、県の指示を仰ぎながら、支援対象事業者等の利便性を損なわないよう、事前に必要な措置を講じるとともに、円滑な引継ぎを行うものとする。
なお、具体的な内容については、受託者と県の協議によることとする。
- 14 次年度以降のスタートアップ支援に有効な提案を本年度末までに行うこと。